

令和2年度第2回四街道市保健福祉審議会地域福祉部会会議録（概要）

日時 令和2年11月30日（月） 午前10時00分～午前11時15分
場所 四街道市保健センター 大会議室
出席者 委員 澁谷委員 佐藤委員 鵜之沢委員 矢口委員 伊佐委員
古川委員
欠席者 委員 花井委員
事務局出席者 齋藤福祉サービス部長 大塚福祉サービス部副参事
和田社会福祉課長 田中地域福祉係長 秋山主査補 安井主任主事
コンサルティング会社 株式会社 ジャパンインターナショナル総合研究所 2名
傍聴人 0人

——会議次第——

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 議 題
第3次四街道市地域福祉計画（素案）について
- 4 閉 会

1. 開会

（配布資料確認等）

2. 部会長あいさつ

（澁谷部会長よりあいさつ）

3. 議題

【澁谷部会長】

それでは議題に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

【社会福祉課長】

（資料に基づき説明）

【澁谷部会長】

ありがとうございました。それではこれから皆様にご意見等を伺っていきます。まずは質問です。用語や文章をもっとわかりやすく教えてほしい、どのような政策か聞きたい等、最初に質問という形でご意見を伺います。質問が終わりましたら、次にこの政策案は変えた方がよい等のご意見を伺うという、2段階で進めたいと思います。では、本日欠席された花井委員からご意見やご質問があると伺っています。事務局より報告をお願いいたします。

【社会福祉課長】

では花井委員からのご意見・ご質問と、それに対する回答についてご報告させていただきます。

(花井委員意見等)

計画案の視点に心のバリアフリーの推進を入れていただきありがとうございます。また、新しい生活様式はどのような場面においても誰もが念頭に置いて行動しなければなりませんので、大変重要なことと思います。また、「自助」・「共助」・「公助」に分けてそれぞれの立場での取り組み内容を明確にしているため、大変わかりやすいと思いました。その中で質問となりますが、心のバリアフリーについて、「社会的障壁とは」、「障害の社会モデルとは」はなかなか理解しづらい内容ですので、注釈を入れる予定はありますか。また、理解促進のための具体的取組はありますか。

(事務局回答)

今回の部会においてお示しいたします計画案では、第5章の後に資料編として用語解説を追加いたしますので、その中で解説したいと思います。また、心のバリアフリーの理念については、計画推進のための視点として計画に記載してありますから、全ての取り組みにおいてその理念が及ぶものと考えております。なお、具体的な取り組みとしては、基本目標1の(3)「①障害のある人の社会参加促進」(42ページ)、基本目標3の(1)の「①地域福祉関連情報の提供」(54ページ)が関連性の高い取り組みです。

(花井委員意見等)

33ページ、心のバリアフリーの推進②については、障害者差別解消法であることの注釈を入れることは可能でしょうか。

(事務局回答)

②は「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に記載された心のバリアフリーを体現するための3つのポイントを抜粋したものであり、オリジナルの文脈を生かしたいと考えております。

(花井委員意見等)

46ページ「総合相談窓口の創設」は行政サービスのワンストップ化として、市民にとって

利便性が高く有効と思われます。各部署にリファー後もコーディネーターによる監視を継続されることを望みます。

(事務局回答)

ご意見につきましては、参考とさせていただきます。

(花井委員意見等)

基本目標 4 の共助の取り組みですが、自治会未加入者に対して災害時は支援が行き届かないことを啓発してもなかなか理解されないようです。加入率の高い自治会の好事例等を紹介して、自治会未加入者が脆弱性にならないことを周知していただきたいと思ひます。

(事務局回答)

こちらにつきましても、参考にさせていただきたいと思ひます。ご意見と趣旨が少し異なりますが、当課では毎年度、避難行動要支援者制度にかかる区・自治会説明会を実施しております。昨年度は市内で取り組みが進んでいる区・自治会の方を講師として招いて事例紹介を行いました。このように自治会未加入者に対する直接的な支援・啓発だけでなく、自治会を通じた啓発についても取り組んで参ります。

【澁谷部会長】

今のご意見を伺って思ふことは、心のバリアフリーという用語を福祉に従事する方はよく使ひますが、市民の方はどのようにイメージするのかということだす。そこを補強してあげなければならないと思ひますが、今の花井委員のご意見等に対してご意見やご質問等はあるか。伊佐委員は心のバリアフリーをどのようにお考えですか。

【伊佐委員】

障害がある方からもそのような意識がないと、障害がない方に配慮を求めるのはやや一方的で、双方向にバリアフリーの気持ちがないとうまくいかないと日頃考えています。

【澁谷部会長】

そうですね。心のバリアフリーの用語説明や具体的な施策は何が正しいのか難しいので、用語の説明等も丁寧をお願いしたいと思ひます。他に花井委員のご意見等についてはよろしいですか。

【伊佐委員】

包括的な相談体制ということで、45ページの基本目標2の(1)に「総合相談窓口(仮称)福祉まると相談室」を設置するとあります。社会福祉課の中に置くのか、外部に委託するのか、また、36ページに記載のコミュニティソーシャルワーカーがこの相談室の室長的存在になるのか、具体的にわかれば教えていただきたいです。

【澁谷部会長】

どの課が相談を包括的に受けるのか、社会福祉協議会にお願いしている生活困窮の委託部分も含むのか、このあたりは難しいですね。このような相談室をどの自治体もなかなかできないのは、スーパーマンのソーシャルワーカーがいないからです。例えば横浜市ではソーシャルワーカーが高齢者福祉も障害者福祉も全てを経験しているので、包括的に支援するケースワーカーとして適切に対応できますが、そのようなソーシャルワーカーは普通の市にはいません。結局のところ各福祉の担当課からそれぞれ人を集めて1つにしても、それは単なる相談窓口であって、個別の相談窓口に行った方が丁寧に対応できることから、どの自治体も総合相談窓口の設置は失敗しています。それも踏まえて今の段階で考えていることがあればお答えをお願いします。

【社会福祉課長】

コミュニティソーシャルワーカーを配置する予定ですが、そこで全てに対応するのは難しいと思います。しかし、どの窓口で相談に行けばよいかわからないという方も多くいらっしゃいます。そのような方には、まずこの「福祉まるごと相談室」に相談していただき、そこから専門の各相談窓口につなげていくというイメージです。まだ検討段階で詳しくは決まっていますが、社会福祉協議会と連携しながら体制づくりを検討したいと思います。

【事務局】

補足すると、高齢者や障害のある方の相談窓口はこれまでどおり運営していきます。その上で総合相談窓口を設置し、複合的な問題や、どこに相談したらよいかわからない問題を相談していただきます。当然個別の問題も各窓口で紹介しますが、複合的な問題を受け止められる相談窓口というイメージです。また、担当となる窓口を引き継いで終わりではなく、問題がある程度解決するまでフォローすることも含めて考えています。

【澁谷部会長】

市役所の福祉部門の総合相談窓口という意味であって、国が進めようとしている既存の地域包括支援センターの拡充・ワンストップ化ということではないのですね。

【事務局】

国が進めるワンストップ化に向けての第一歩と考えています。いきなりワンストップ化にするのは一市町村には難しいです。困っている市民がどこかに助けを求められることができる窓口を設置し、人材も併せて育て、国の目指す窓口への第一歩にしたいと考えています。

【澁谷部会長】

ありがとうございました。伊佐委員はいかがですか。

【伊佐委員】

千葉県には中核地域生活支援センターという良いモデルがあると思います。千葉県を13のブロックに分けて県が社会福祉法人等へ委託している制度で、24時間365日ワンストップで高齢・障害・子育て等のような相談も受けるという仕組みです。印旛地区では社会福祉法人生活クラブが受託していて、私自身も利用したり、誰かに相談されたらこのセンターを教えています。このようなモデルを参考にしてもいいでしょうか。

【澁谷部会長】

ありがとうございます。中核地域生活支援センターには独自の路線があるので、どの程度参考になるかぜひ勉強されながらお願いしたいと思います。それでは、計画素案について、最初に皆様から用語や政策部分についての質問をお受けしたいと思います。まず1～2章についてはいかがでしょうか。

【伊佐委員】

1ページの平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」という箇所に「互助・共助」という用語が出ています。計画は「自助・共助・公助」というまとめ方になっていますが、この違いをどのように捉えていますか。

【澁谷部会長】

1ページの3段落目の「互助・共助」ですね。これは平成27年の国の用語ですが、四街道市が進めている「自助・共助・公助」との関連性はどうか。今では国も私達も3つを含めて考えているという補足があればわかりやすいでしょうか。市民に伝わりづらいのであれば、「互助・共助」は省いても良いとは思いますが、伊佐委員はどちらだと思いますか。

【伊佐委員】

国では「自助・共助・公助」としています。「共助」は介護保険のような公的保険制度を指し、「互助」は住民同士の助け合いを指すと聞いています。混乱を招くのであれば「互助」を削除した方がわかりやすい気はします。

【澁谷部会長】

前後の文章もあるでしょうから、事務局にお任せしてよろしいでしょうか。

【社会福祉課長】

こちらで検討させていただきます。

【澁谷部会長】

文章自体は「互助・共助の取り組みを育みつつ」という箇所を省いて前後を直接つなげても

特に違和感はない気がします。では次に、3章から最後のページまでで質問はありますか。

【伊佐委員】

63ページ『③「福祉有償運送制度」の周知・充実』は、どの程度のイメージをお持ちですか。また、65ページ「成年後見制度の普及・啓発」について、視点の中でも重点的に取り組んでいくというご説明がありました。他のページの取り組みでは、成年後見制度の講演会や中核的なセンターについても考えられているようですが、現在、「市民後見センターほっと」というNPO法人では、新たな市民後見人が入ってこないと悩んでいるそうです。市の取り組みとして市民後見人の養成講座や講演会を開催していただきたいと思うのですが、具体的に考えていることがあれば教えてください。

【澁谷部会長】

まず「福祉有償運送制度」ですが、伊佐委員が感じている問題や使いづらさはありますか。

【伊佐委員】

福祉有償運送を行っているところが少ないです。以前はこの制度を行っていた「認定NPO法人たすけあいの会ふきのとう」では、人材不足により取りやめたそうです。佐倉市においては、社会福祉協議会が福祉有償運送を行い、シルバー人材センターが会員制輸送サービスのレインボーシャトルという仕組みを作っています。四街道市でも参考にさせていただいて、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域振興財団等で福祉輸送や会員制輸送サービス等に取り組んでいただけると利用しやすくなると思います。

【澁谷部会長】

ありがとうございます。では福祉有償運送と成年後見制度について事務局からお願いします。

【社会福祉課長】

まず福祉有償運送につきましては現在3団体が実施しておりますが、非常に低料金で利益がでない制度であることから、取り組みを広げることが難しいようです。ただし、今後も利用したい方は増えてくると思いますので、担当課としても周知を図って充実させていきたいと思っています。成年後見制度は、市民後見人を増やすために講座等を開催させていただいたこともありまして、少しずつ普及に努めています。その中で市内においてNPO法人が立ち上がったということですがけれども、こちらにつきましても市民アンケート調査結果においては、成年後見制度を知っている方がまだまだ少ない状況です。今後、認知症の方が増えれば制度を利用したい方も増えると思います。現状では相談先がわからない方や制度自体を知らない方もいますので、今後更なる普及・啓発をしていきたいと考えております。

【伊佐委員】

ありがとうございます。

【澁谷部会長】

他にいかがでしょうか。

【古川委員】

42ページ「⑥意思疎通支援事業の充実」に「手話通訳者を設置する」とありますが、意思疎通で支援が必要なのは手話だけではなく、心の障害等の様々な障害がある方も必要であると思います。手話通訳者以外に施策の中で考えていることはありますか。

【澁谷部会長】

意思疎通が困難な方は聴覚障害だけではないですね。事務局いかがですか。

【社会福祉課長】

地域福祉計画と並行して障害福祉計画も策定しておりますので、そちらと連携を図りながら調整させていただきたいと思います。

【澁谷部会長】

意思疎通は国が用いている用語ですが、範囲と中身が難しい用語です。手話通訳だけの充実なら「手話通訳の充実」とした方が明確となります。意思疎通とすると色々と考えないといけないかもしれません。

【古川委員】

心の病を抱えて意思疎通が困難な方についても含めていただきたいと思います。

【澁谷部会長】

そうですね。障害福祉計画との関連もあると思うので調整をお願いします。

【伊佐委員】

意思疎通支援事業を以前はコミュニケーション支援事業としていたと思うのですが、日本語にして却ってわかりづらくなった気がします。視覚障害者も代筆や代読のニーズはあります。市町村によってはこの意思疎通支援事業の中で代筆・代読サービスを行っているところもあるそうです。できれば独立した形でこうしたサービスを受けられると日常生活も社会生活も楽になるので、よろしければご一考いただきたいと思います。

【澁谷部会長】

意思疎通という日本語になったばかりに伝わりづらくなりますね。障害者計画は国の制度のことも含めますが、地域福祉計画ならもっと広い意味で、コミュニケーションの様々なサポートの充実、というような取り組みでも良いかもしれません。その部分は事務局に確認をお

願いたします。ほかにございますか。

【古川委員】

49ページ「①【重点】地域における包括的な支援体制づくり」の「支援ネットワーク体制の整備に取り組み」というのは良いと思います。「アウトリーチ活動を通じ積極的な働きかけを行います」とありますが、今後実施する具体的なアウトリーチ活動があれば教えてください。

【社会福祉課長】

市ではアウトリーチ活動は行っていませんが、社会福祉協議会ではアウトリーチ活動をしているところです。今後アウトリーチ活動を積極的に進めていきますが、具体的な施策の内容までは至っておりません。

【澁谷部会長】

アウトリーチ活動を推進することが果たして良いのかということもあります。逆に様々な情報をキャッチし、まずしっかり訪問に行くことの方がアウトリーチ活動より重要かもしれません。

【古川委員】

相談窓口に来られない方や施策の中でこぼれ落ちてしまう方、若者支援がそうですが、例えば高校の図書室に居場所を作り、そこでアウトリーチ活動で話を聞く機会があると、若者達の支援にもなるので、アウトリーチ活動はとても大事だと思います。何かの機会に今後、計画に織り込んでほしいと思います。また、オンラインの活用は今後新しい生活様式で必要になります。コロナ禍で窓口に行くことができない、精神的にも物理的にも家から出られないという方も増えますので、オンラインの活用を今後5年間でどのように計画しているか教えてください。

【社会福祉課長】

33ページの計画推進の視点に『「新しい生活様式」に配慮した地域福祉活動の推進』と記載しましたが、この視点でオンラインについても考えていかなければならないと思いますので、現時点では参考にさせていただきたいと思います。

【澁谷部会長】

次期の地域福祉計画や他の福祉計画にうまく入れればよいですね。

【古川委員】

そう思います。ありがとうございます。

【澁谷部会長】

他にいかがですか。ではわたくしから一点、54ページに記載のある「みんなで地域づくりセンター」について、社会福祉協議会との違いがわからないので教えていただけますでしょうか。

【社会福祉課長】

みんなで地域づくりセンターは、文化センターに設置しています。市民活動のサポートや、市民活動団体のコーディネートをやっているセンターです。みんなで地域づくりセンターとの連携もとても重要ですので、用語解説において補足したいと思います。

【澁谷部会長】

福祉保健医療に関すること以外の市民グループということですか。

【社会福祉課長】

そうです。例えば防災の講座や市民のニーズをもとにした講座等を開催しています。

【澁谷部会長】

わかりました。他にご質問はありますか。では次に各方針等への修正意見等を伺います。1章2章はいかがでしょう。ございませんか。では3章についてはどうですか。

【古川委員】

33ページの「心のバリアフリー」の推進について、様々な取り組みで意識啓発をすることは大事ですが、この計画を策定するための団体意見交換会において、障害のある方と健常者が一緒に過ごして物理的にお互いを理解する機会がとても少ないと聞きました。啓発や仕組みの理解も大事ですが、具体的な「心のバリアフリー」を推進するための物理的な機会として、障害のあるお子さん達の団体と市民団体との交流等があれば良いと思います。例えば総合公園などで身体的な障害があるお子さんたちもブランコに乗って遊ぶなど、障害があるお子さんも使える公園のような取り組みは全国にはありますので、心のバリアフリーを頭で理解するだけでなく、体感する機会も推進の中に入っていると良いと思います。

【澁谷部会長】

地域福祉計画なので、「心のバリアフリー」を推進するという基本方針を地域福祉計画で定めて、障害や子どもについては各福祉計画において詳細な取り組みを決めていくという位置付けだと思うのですが、私の理解で合っていますか。

【社会福祉課長】

こちらは計画推進の視点なので、この視点を持ってそれぞれの施策を進めてくださいというものです。

【古川委員】

わかりました。ありがとうございます。期待しています。

【澁谷部会長】

各福祉計画の事務局やワーキンググループに是非お伝えいただきたいと思います。他にいかがですか。では4章はいかがでしょう。

【伊佐委員】

63ページの基本目標4の(2)にあります。心のバリアフリーだけでなく身体的なバリアフリーもまだまだ難しいと感じています。具体的に困っている点が2つあって、1つ目は文化センターです。イベントなどで利用しますが、タクシーは正面玄関に横付けできないため、手前で降りて歩行器で正面玄関まで行かなければならず、特に雨の日は大変です。また、地下駐車場が上階とエレベーターでつながっていないため外階段を使う必要があり、私は利用できません。市の財政状況が厳しく改修が難しいのは重々承知していますが、寄付金やクラウドファンディングを利用してうまくできないでしょうか。2つ目は、障害者支援課の2階にある会議室です。エレベーターがなく階段のみのため、会議等をそこで開催されると非常に困ります。「街かど心の相談」でもこの会議室を使用していますが、精神の病のある方の中には車いす利用者がいることも考えられます。こうした会議室はあまり利用してほしくないという要望です。

【澁谷部会長】

事務局は各所管に必ず伝えていただきますようお願いいたします。他にいかがでしょうか。では次に、今回の第3次計画案で評価できる点についてご意見があれば伺いたいと思います。

【伊佐委員】

今回本当に嬉しかったのが「福祉まるごと相談室」です。私自身も前々から複合的な課題をワンストップで相談できる「よろず相談」を提案していましたので、これはとても評価できます。また、コミュニティソーシャルワーカーの配置も考えていただいています。ただし、「まるごと」というネーミングが馴染めないで、例えば「福祉なんでも相談室」や「福祉だれでも相談室」にしてはいかがでしょうか。また、一つの仮定として、認知症の高齢者夫妻とそのお子さんが精神に障害があり、またそのお子さんが不登校になっているというケースは考えられると思います。今の縦割り制度ですと家庭の複合的な問題には各担当がそれぞれ相談を受けますが、まず「福祉まるごと相談室」で相談を受けて、各担当を紹介する形式になると良いと思います。また、成年後見制度については、中核的なセンターをこれから考えていただけるようなので、あるいは、市民後見センターほっと等の支援センターを行政や社会福祉協議会がバックアップしていただけるとありがたいです。最後に、第4章から記載のある「自助・共助・公助」ですが、公助は行政が進める取り組みですが、自助と共助の違

いが正直に言うと私にはわかりません。自分と家族でできるところを行うのが自助、近所同士で助け合うのが共助、と大枠でどこかに補足すれば、ひとつひとつの施策で自助・共助は書かなくてもよい気がします。行政が進めていく取り組みが書いてあれば、そこから自助・共助も考えられると思います。第3次計画では形式を変えられないのはやむを得ないかもしれませんが、5年後の第4次計画では自助・共助はワークショップ等で最初から市民が計画に関われるようになれば良いと思っています。

【澁谷部会長】

最後のご意見はよくわかります。「我が事・丸ごと」という用語も一時期頻繁に使われていましたが、現在では使われていないように、「自助・共助・公助」も、もしかしたら5年後には整理されて異なる可能性もあります。今回はこの3つで分けましたが、次の計画策定時には自助・共助は分けづらいかもかもしれません。5年後にまた見直すということではいかがでしょうか。他にはどうですか。私は、26ページからの4つの視点の説明文に「調査結果をみると」という文章が入りました。これまでは計画策定のための調査と計画のつながりがなかったのですが、今回はしっかりと調査結果に基づいた視点と課題があるとわかります。調査でわかった市民のニーズや思いが課題になったとわかるので、今回はとてもこの部分は良かったと評価しております。他にご意見が特になければ、本日の議事は以上で終了させていただきます。

4. 閉会

【事務局】

本日は誠にありがとうございました。いただいたご意見を基に計画の最終案を作成し、次回の部会でお示しします。次回の部会は1月18日（月）午後1時半を予定しております。開催通知は1か月前頃に送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上で令和2年度第2回四街道市保健福祉審議会地域福祉部会を終了いたします。本日はありがとうございました。